

2015 年 11 月 4 日

主婦連合会

TPP に関する著作権制度の対応についての意見

主婦連合会は、TPP への参加は当初より一貫して反対しています。TPP は「国民の利益」に反する条約であるからです。

10 月 5 日、米国・アトランタで開催された TPP 交渉会合における閣僚全体会議を経て、交渉は大筋合意に至ったと発表されました。しかしながら、参加各国の批准、TPP の発効に至るには数年を要するという見通しがあるだけでなく、そこに至るかどうかについても不確実性が指摘されているところです。

そのような現状を踏まえ、TPP に関する著作権制度の対応について、以下のとおり意見を述べます。

記

1. 12 カ国の『閣僚声明』において「合意の結果を公式化するには完成版協定テキストを準備するための技術的作業を継続しなければならない」としているところから見ても、協定本体は未だ完成されていません。従って、拙速に著作権制度の対応を決定し、法改正に着手することには反対です。協定の詳細な内容の公表を経て、批准、発効の見通しが立って初めて、必要に応じた法改正・施行という手順が踏まれることを強く求めます。
2. 仮に日本の TPP 批准、発効が決定的となった場合であって、現在伝えられている内容に沿った著作権強化の法改正がなされる場合、その保護強化が行き過ぎとならないための実効性あるセーフガードの導入を求めます。
3. 同様に、仮に日本の TPP 批准、発効が決定的となった場合であって、現在伝えられている内容に沿った著作権強化の法改正がなされる場合、ユーザー・消費者の公正な利用が制限されないことを担保するため、日本の著作権法に権利制限の一般規定を導入することを強く求めます。

以上